

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案について

1 経済センサス活動調査規則 改正の背景

経済センサス - 活動調査を実施するため、平成 23 年 6 月 17 日に経済センサス活動調査規則（平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号）を施行したところであるが、東日本大震災の影響により、当初予定していた調査の対象や調査方法等を一部変更する必要が生じた。このため、同規則について必要な改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 調査の対象

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に係る警戒区域及び計画的避難区域においては、人の立入りが制限されており、実質的に調査を行うことができないため、これらの区域にある事業所を調査の対象から除外する。

(2) 調査方法

津波により甚大な被害を受けた地域においては、統計調査員の確保及び経済センサス - 活動調査の事務に従事する市町村職員を配置することが非常に困難であることから、調査方法を調査員調査から国による郵送調査に変更する。

(3) 報告の方法

調査員による調査票の取集に応じることに加え、調査員の質問に答えることを報告の方法として新たに規定。